

令和4年第9回米子市選挙管理委員会 日程

日 時 令和4年9月1日（木）午前10時
場 所 米子市役所本庁舎 第2応接室

第1 開会

第2 会議録署名委員の指名について

第3 議案第85号 令和4年9月1日現在において選挙人名簿に登録すべき者及び当該名簿から抹消すべき者の決定について

議案第86号 在外選挙人名簿から抹消すべき者の決定について
報告第7号 専決処分について（参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における投票区の投票立会人の解任及び選任について）

報告第8号 専決処分について（参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における投票区の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の解任及び選任について）

報告第9号 専決処分について（参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における投票区の投票立会人の解任及び選任について）

第4 その他

議案第 85 号

令和 4 年 9 月 1 日現在において選挙人名簿に登録すべき者
及び当該名簿から抹消すべき者の決定について

令和 4 年 9 月 1 日現在において選挙人名簿に登録すべき者及び当該名
簿から抹消すべき者を次のとおり決定する。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

米子市選挙管理委員会

委員長 入 澤 睦 美

別紙 1 及び別添簿冊のとおり

議案第 86 号

在外選挙人名簿から抹消すべき者の決定について

在外選挙人名簿から抹消すべき者を次のとおり決定する。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

米子市選挙管理委員会
委員長 入 澤 睦 美

別紙 2 及び別添資料のとおり

報告第7号

専決処分について（参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における投票区の投票立会人の解任及び選任について）

米子市選挙管理委員会規程（平成17年米子市選挙管理委員会規程第1号）第15条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを委員会に報告し、承認を求める。

令和4年9月1日 提出

米子市選挙管理委員会
委員長 入 澤 睦 美

- 1 処分件名 参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における投票区の投票立会人の解任及び選任について
- 2 処分年月日 令和4年7月8日

専 決 処 分 書

米子市選挙管理委員会規程（平成17年米子市選挙管理委員会規程第1号）第15条第1項の規定により、参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における投票区の投票立会人の解任及び選任について、次のとおり専決処分する。

令和4年7月8日

米子市選挙管理委員会
委員長 入 澤 睦 美

参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における投票区の投票立会人の解任及び選任について

令和4年7月6日米子市選挙管理委員会の議決を経た「参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における各投票区の投票立会人の選任について」（令和4年議案第83号）の投票区の投票立会人について、次のとおり解任及び選任する。

1 第6投票区（午後）

（1）解任する者

住 所

氏 名

所属党派

（2）選任する者

住 所

氏 名

所属党派

報告第8号

専決処分について（参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における投票区の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の解任及び選任について）

米子市選挙管理委員会規程（平成17年米子市選挙管理委員会規程第1号）第15条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを委員会に報告し、承認を求める。

令和4年9月1日 提出

米子市選挙管理委員会

委員長 入 澤 睦 美

- 1 処分件名 参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における投票区の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の解任及び選任について
- 2 処分年月日 令和4年7月9日

専 決 処 分 書

米子市選挙管理委員会規程（平成17年米子市選挙管理委員会規程第1号）第15条第1項の規定により、参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における投票区の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の解任及び選任について、次のとおり専決処分する。

令和4年7月9日

米子市選挙管理委員会
委員長 入 澤 睦 美

参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における投票区の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の解任及び選任について

令和4年6月21日米子市選挙管理委員会の議決を経た「参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」(令和4年議案第72号)の投票区の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者について、次のとおり解任及び選任する。

1 第8投票区投票管理者

(1) 解任する者

住 所

氏 名

(2) 選任する者

住 所

氏 名

2 第8投票区投票管理者の職務を代理すべき者

(1) 解任する者

住 所

氏 名

(2) 選任する者

住 所

氏 名

3 第10投票区投票管理者

(1) 解任する者

住 所

氏 名

(2) 選任する者

住 所

氏 名

4 第12投票区投票管理者

(1) 解任する者

住 所

氏 名

(2) 選任する者

住 所

氏 名

5 第12投票区投票管理者の職務を代理すべき者

(1) 解任する者

住 所

氏 名

(2) 選任する者

住 所

氏 名

6 第15投票区投票管理者の職務を代理すべき者

(1) 解任する者

住 所

氏 名

(2) 選任する者

住 所

氏 名

7 第26投票区投票管理者の職務を代理すべき者

(1) 解任する者

住 所

氏 名

(2) 選任する者

住 所

氏 名

8 第37投票区投票管理者

(1) 解任する者

住 所

氏 名

(2) 選任する者

住 所

氏 名

9 第43投票区投票管理者の職務を代理すべき者

(1) 解任する者

住 所

氏 名

(2) 選任する者

住 所

氏 名

報告第9号

専決処分について（参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における投票区の投票立会人の解任及び選任について）

米子市選挙管理委員会規程（平成17年米子市選挙管理委員会規程第1号）第15条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを委員会に報告し、承認を求める。

令和4年9月1日 提出

米子市選挙管理委員会
委員長 入 澤 睦 美

- 1 処分件名 参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における投票区の投票立会人の解任及び選任について
- 2 処分年月日 令和4年7月9日

専 決 処 分 書

米子市選挙管理委員会規程（平成17年米子市選挙管理委員会規程第1号）第15条第1項の規定により、参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における投票区の投票立会人の解任及び選任について、次のとおり専決処分する。

令和4年7月9日

米子市選挙管理委員会
委員長 入 澤 睦 美

参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における投票区の投票立会人の解任及び選任について

令和4年7月6日米子市選挙管理委員会の議決を経た「参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における各投票区の投票立会人の選任について」（令和4年議案第83号）の投票区の投票立会人について、次のとおり解任及び選任する。

- 1 第35投票区
 - (1) 解任する者
 - 住 所
 - 氏 名
 - 所属党派
 - (2) 選任する者
 - 住 所
 - 氏 名
 - 所属党派

別紙 1

令和4年9月1日定時登録の登録者及び抹消者は次のとおり

登 録 者

事 由 別	男	女	計
転入等	770	619	1,389
18才到達	104	107	211
転出（表示登録）	7	4	11
計	881	730	1,611

抹 消 者

事 由 別	男	女	計
転出等	1,104	886	1,990
死亡	169	156	325
0 職権消除	0	0	0
計	1,273	1,042	2,315

令和4年9月1日定時登録選挙人名簿登録者数報告書

米子市選挙管理委員会
令和4年9月1日定時登録日現在

区分	前回定時登録日 (R4. 6. 1)現在に おける名簿登録 者数総数 (A)	(A)の登録に係る 補正登録者数 (B)	選挙時登録者数 (C)	(C)登録に係る 補正登録者数 (D)	随時抹消者数 (E)	今回定時登録者数 (F)	今回定時登録日(R4. 9. 1) 現在における名簿登録者総数 A+B+C+D-E+F (G)	備 考
男	57,606	0	212	0	1,273	881	57,426	
女	64,571	0	213	0	1,042	730	64,472	
計	122,177	0	425	0	2,315	1,611	121,898	

↑前回参議院選挙時点の抹消者を含む

(別紙2)

在外選挙人名簿登録者数一覧

6月1日現在の登録者数 (A)			今回登録された者の数 (B)			今回抹消された者の数 (C)			今回(9月1日現在)の登録者数 (A)+(B)-(C)=(D)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
18	43	61	0	0	0	1	2	3	17	41	58